

令和7年度千葉市立小学校民間スイミングスクール活用事業業務委託 仕様書

1 事業の目的

本事業は、民間スイミングスクールのインストラクターを小学校に派遣して水泳学習を実施し、児童の泳力向上を図るとともに、教員の効果的な指導及び業務の確立を目指すことを目的としている。

2 実施対象小学校

(1) 千葉市大宮小学校 千葉市若葉区大宮台7-8-1

児童数 189人（各学年の内訳については下記表参照）

※人数については、令和7年4月現在の児童数をもって契約を行う。

今後の人数の増減については、考慮しない。

(2) 千葉市立白井小学校 千葉市若葉区野呂町215

児童数 102人（各学年の内訳については下記表参照）

※人数については、令和7年4月現在の児童数をもって契約を行う。

今後の人数の増減については、考慮しない。

3 事業の実施場所

(1) 千葉市立大宮小学校プール

(2) 千葉市立白井小学校プール

4 実施期間

令和7年5月26日～令和7年9月26日 ※ただし、学校の休業日には実施しない。

5 水泳指導時数

(1) 大宮小学校

学年	児童数	学級数	回数	
1 年	2 3	1	5 回	合計 1 5 回
2 年	4 0	2		
3 年	2 7	1	5 回	
4 年	3 0	1		
5 年	3 4	1	5 回	
6 年	3 5	1		

・2学年合同で5回ずつ計15回の指導を行うこと。

(2) 白井小学校

学年	児童数	学級数	回数	
1 年	1 4	1	5 回	合計 1 5 回
2 年	1 5	1		
3 年	1 7	1	5 回	
4 年	1 8	1		
5 年	1 1	1	5 回	
6 年	2 7	1		

・2学年合同で5回ずつ計15回の指導を行うこと。

(3) 両校に共通する事項

- ・指導時間は1回あたり70分とする。
- ・移動時間及び着替え等準備、片付けに要する時間は指導時間に含めない。
- ・指導時程は次のとおりとするが、学校事情により変更する場合がある。
 - I 8:50～10:00
 - II 10:40～11:50
 - III 13:50～15:00
- ・荒天等で指導が実施できないことを想定し、事前に予備日（時間）を確保するとともに、必要に応じて室内で「水遊びや水泳運動の心得」の学習を行うなど学校と綿密に連携を図りながら指導時間の確保に努めること。

6 指導内容

指導内容は、小学校学習指導要領解説体育編（平成29年7月）の内容を基本とし、当該校の年間指導計画の学習内容を基に当該校と受注者で打ち合わせの上、決定すること。

5・6年実施の5回のうち1回を「着衣のまま水に落ちた場合の対処の仕方」（着衣泳）として実施すること。

指導の際に用いる用具は、各当該校に既存のものを活用するが、必要に応じて受注者が用具の提供（貸与）を行うものとする。（ビート板、ヘルパー、プルブイ等）

7 指導方法

- ・児童を3グループ程度に分け、技能別の指導を行うこと。
- ・各グループには、受注者においてインストラクターを1名以上（合計3名以上）配置し、水泳指導にあたること。
- ・安全面に十分配慮し、インストラクターの他に、常時1名以上の監視員を配置すること。
- ・教員が指導等に参加できる体制（連携指導）を組むこと。

8 その他

(1) 指導方針

- ①学校教育活動の一環であることを十分に理解し、教育的な立場で指導にあたること。
- ②教員と連携しながら積極的に児童理解に努めるとともに、熱意をもって指導にあたること。
- ③当該校の求めに応じながら、必要に応じて児童個々に応じた指導にあたること。

(2) 責任の所在

- ①移動・水泳指導にあたっては、安全を第一に心がけ、事故防止に努めること。事故が起きた場合は、学校と協力して事態の収拾を図ること。
- ②緊急時における連絡体制を当該校と相談・確認の上作成し、当該校と共有を図ること。なお、以下の場合には、受注者が責任を負うこと。
 - ・水泳指導中の事故について、受注者の故意又は重過失のために児童に対し事故が発生した場合

(3) 水泳指導の流れ

①事前打ち合わせ

当該校と受注者は、移動、水泳指導に関することについて事前に必要な回数の打ち合わせを行うこととする。なお、打ち合わせの場所については、当該校と受注者が協議し決定する。

②実施

実施にあたっては、安全で効果的な指導を行うこと。また、当該校と受注者は、指導内容等に関する打ち合わせを随時行い、指導と評価の一体化に努めること。

連絡・相談担当者や相互の役割を明確にしたうえで連携を図り、効果的な指導を目指すこと。

天候状況等により、水泳指導を中止する場合は、各当該校から受注者へ連絡する。この場合の振替日等については、各当該校と受注者で調整し、実施回数の確保に努めるものとする。

③報告

当該校と受注者は、1回毎の水泳指導実施後にプール日誌を記載し、指導にあたったインストラクター・教員、指導内容等を記録すること。

受注者は、全ての水泳指導が終了後は、速やかに事業完了報告書を作成し、発注者へ提出すること。

(4) 支払については、事業完了後報告書提出後、検査し、合格した場合は、受注者が発注者に請求書を提出する。

(5) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者及び受注者の協議により定めるものとする。

9 個人情報の保護

受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、契約書に示した「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。